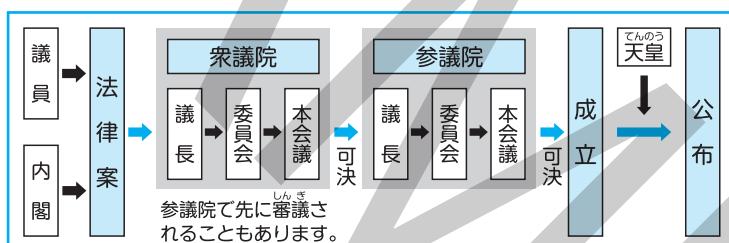




国の政治はどのように行われているのだろう?
3つの機関はどのようなはたらきをしているのだろう?

1 国会

- ① 国会のはたらき 国会は、国の中の政治の進め方を話し合って決めていきます。
- ② 国会のしくみとしごと 国会は衆議院と参議院で成り立っています。国會議員は国民による選挙で選ばれます。国会のしごとには次のようなものがあり、議決は多数決によって行われます。
 - ・法律をつくる（立法）
 - ・国の予算を議決する
 - ・内閣総理大臣を選ぶ
 - ・内閣を信任しないことを決める（衆議院）
 - ・外国と結んだ条約を承認する
 - ・裁判官をやめさせるかどうかを決める
 - ・憲法の改正を国民に提案する



▲法律ができるまで

	衆議院	参議院
議員の数	465人	248人*
任期	4年	6年
解散	あり	なし
投票できる年齢	18才以上	18才以上
立候補できる年齢	25才以上	30才以上

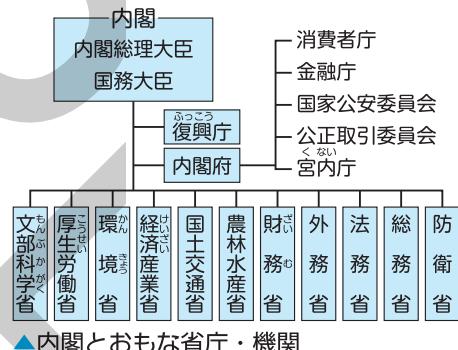
▲衆議院と参議院のちがい ※参議院の議員数は2022年より248人
(2019年実施の参議院議員選挙では245人)



▲国の予算 (2018年)

2 内閣

- ① 内閣のはたらき 内閣は、国会が決めた法律や予算にもとづいて、実際に政治を行います（行政）。
- ② 内閣のしくみとしごと 内閣は、最高責任者である内閣総理大臣と、内閣総理大臣が任命した國務大臣で構成されています。内閣のもとには省や庁が置かれ、国民から集めた税金などを使って、しごとを分担して進めます。



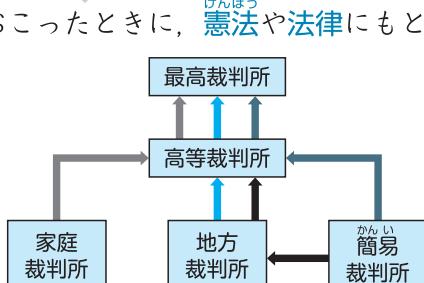
▲内閣とおもな省庁・機関

3 裁判所

- ① 裁判所のはたらきとしくみ 裁判所は、争いごとや犯罪がおこったときに、憲法や法律にもとづいて、公正に判断し解決します（司法）。裁判所の判決に納得できない場合、上級の裁判所にうつたえて、3度まで裁判を受けることができます。国民はだれでも裁判を受けられる権利をもっています。
- ② 裁判員制度 一般的の国民が「裁判員」に選ばれて、判決に関わるのが裁判員制度です。



1つのところに力が集中しないように、国会・内閣・裁判所でしごとを分担していることを三権分立といいます。

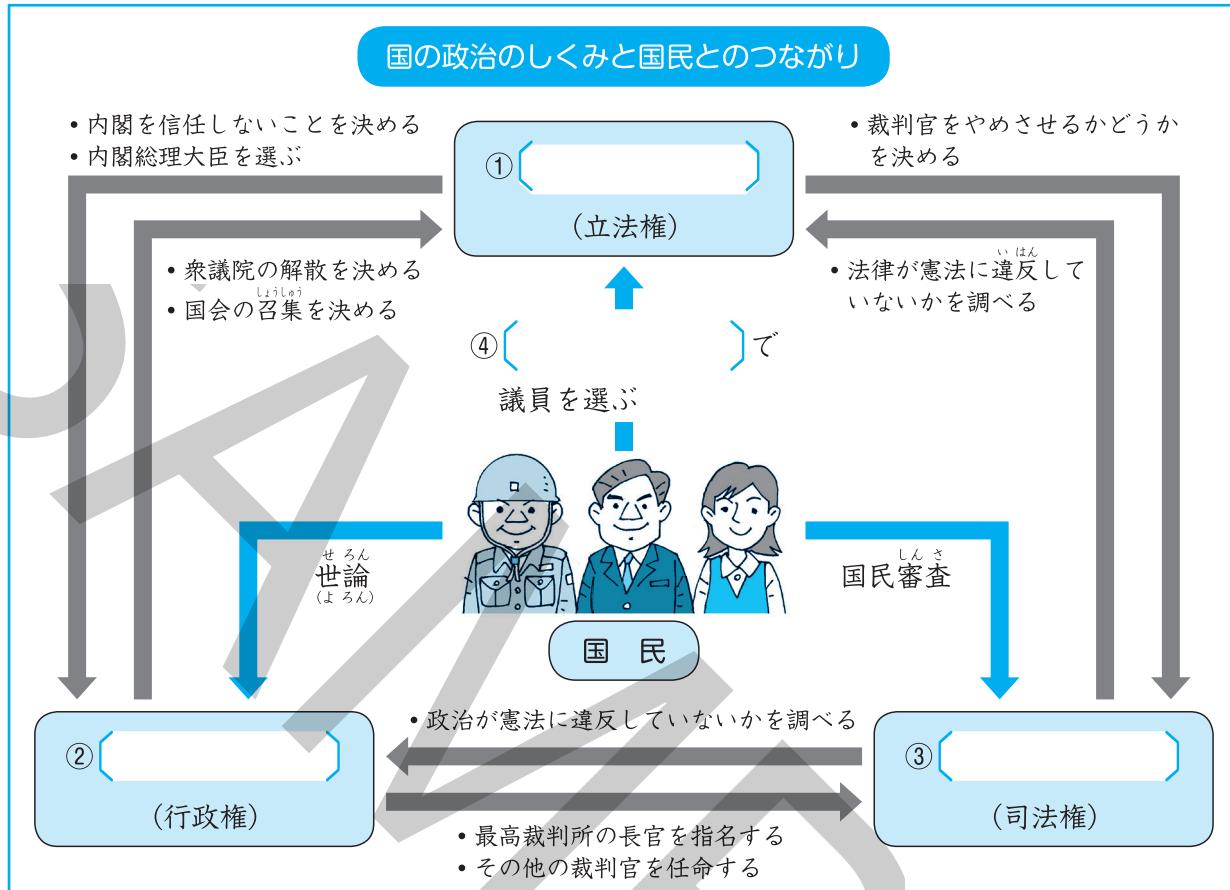


▲裁判のしくみ

まとめよう

図を使って確かめよう！

- 次の図中の〔 〕をうめなさい。



資料を使って確かめよう！

- 右の資料を見て、次の各文中の〔 〕にあてはまる言葉を答えなさい。

⑤ 資料は、内閣とおもな省庁・機関です。

内閣は、国会で選ばれた

〔 〕が中心になります。



首相ともよばれるよ。

⑥ 内閣には、各省庁のしごとを進める

〔 〕がいて、内閣総理大臣
と閣議で政治の進め方を相談します。

⑦ 内閣のもとで、文部科学省や消費者庁などの〔 〕や庁がしごとを進めます。

⑧ 内閣は、1年間に国民から集めた税金などがどれくらいの額になり、それをどのように使うか
という〔 〕案を話し合って決め、国会に提出します。



内閣から提出された案を議決するのは、国会のしごとだよ。

